

時価情報

有価証券の時価等

前・当中間会計期間における有価証券の時価等は、次のとおりであります。

①満期保有目的の債券

該当ありません。

②子会社株式等及び関連会社株式

子会社株式等及び関連会社株式（前中間会計期間 中間貸借対照表計上額 子会社及び子法人等株式等2,323百万円及び関連法人株式25百万円、当中間会計期間 中間貸借対照表計上額 子会社及び子法人等株式等2,323百万円及び関連法人株式25百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	前中間会計期間 (2018年9月30日)			当中間会計期間 (2019年9月30日)		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株式	141,380	59,734	81,645	108,913	51,485	57,427
	債券	403,765	400,063	3,702	517,607	509,412	8,194
	国債	243,285	240,847	2,437	203,832	198,774	5,058
	地方債	44,556	43,712	843	170,676	168,605	2,071
	社債	115,924	115,503	420	143,098	142,032	1,065
	その他	79,286	77,337	1,948	237,177	226,072	11,104
	小計	624,433	537,136	87,297	863,698	786,970	76,727
中間貸借対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	株式	14,266	16,091	△ 1,824	14,257	21,359	△ 7,102
	債券	234,360	235,664	△ 1,304	56,988	57,287	△ 298
	国債	72,157	72,526	△ 369	31,407	31,675	△ 268
	地方債	78,664	79,040	△ 376	16,955	16,976	△ 21
	社債	83,538	84,097	△ 558	8,625	8,635	△ 9
	その他	292,277	298,970	△ 6,693	67,021	68,129	△ 1,108
	小計	540,903	550,726	△ 9,822	138,267	146,776	△ 8,509
合 計		1,165,337	1,087,862	77,474	1,001,965	933,747	68,217

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (2018年9月30日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株式	2,479	2,470
その他	1,208	1,529
合 計	3,687	3,999

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

④減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。前・当中間会計期間における減損処理はありません。

なお、当行では、予め、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 2018年2月16日）に基づき、時価が著しく下落したと判断するための基準を設定しており、その内容は以下のとおりであります。

中間会計期間末日における時価が取得原価と比べ50%以上下落している場合は全銘柄を著しい下落であると判定し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の信用リスク（自己査定における債務者区分、外部格付）等を勘案し判定しております。

金銭の信託の時価等

前・当中間会計期間において、運用目的以外の金銭の信託はありません。

デリバティブ取引の時価等

前・当中間会計期間におけるデリバティブ取引の時価等は、次のとおりであります。

(注)「契約額等」の欄には、スワップ取引につきましては想定元本額を、先物取引、オプション取引等その他の取引については契約額を記載しております。

1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

①金利関連取引

(単位：百万円)

区 分	種 類	前中間会計期間 (2018年9月30日)				当中間会計期間 (2019年9月30日)			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
金融商品 取引所	金利先物 売建・買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	金利オプション 売建・買建	—	—	—	—	—	—	—	—
店 頭	金利先渡契約 売建・買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	金利スワップ 受取固定・支払変動	21,426	19,541	494	494	22,583	20,501	723	723
	受取変動・支払固定	21,426	19,541	△211	△211	22,583	20,501	△429	△429
	受取変動・支払変動	—	—	—	—	—	—	—	—
	金利オプション 売建・買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他 売建・買建	2,625・2,625	2,605・2,605	△7・7	62・△12	6,848・6,848	6,848・6,848	△8・8	107・△20
	合 計			283	333			294	381

(注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

2.時価の算定 取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

②通貨関連取引

(単位：百万円)

区 分	種 類	前中間会計期間 (2018年9月30日)				当中間会計期間 (2019年9月30日)			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
金融商品 取引所	通貨先物 売建・買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション 売建・買建	—	—	—	—	—	—	—	—
店 頭	通貨スワップ	319,451	240,923	37	37	234,119	45,133	15	15
	為替予約 売建・買建	69,577・65,028	3,658・3,781	△1,267・1,388	△1,267・1,388	60,914・61,057	3,445・5,072	△173・313	△173・313
	通貨オプション 売建・買建	319,934・319,934	222,030・222,030	△9,724・9,724	4,751・△1,990	321,754・321,754	230,011・230,011	△10,152・10,152	5,672・△2,466
	その他 売建・買建	—	—	—	—	5,961・5,961	5,961・5,961	55・△55	55・29
	合 計			158	2,919			155	3,447

(注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

2.時価の算定 割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

③株式関連取引・④債券関連取引・⑤商品関連取引・⑥クレジットデリバティブ取引

各該当ありません。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

①金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計方法	種 類	主なヘッジ対象	前中間会計期間（2018年9月30日）			当中間会計期間（2019年9月30日）		
			契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
原則的 処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	その他有価証券（債券）	80,000	—	161	157,418	157,418	△4,119
	合 計				161			△4,119

(注) 1.主として「業種別監査委員会報告第24号」に基づき、繰延ヘッジを適用しております。
2.時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

②通貨関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計方法	種 類	主なヘッジ対象	前中間会計期間（2018年9月30日）			当中間会計期間（2019年9月30日）		
			契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
原則的 処理方法	通貨スワップ 資金関連スワップ	外貨建金銭債権等	79,032	48,368	△1,627	59,863	27,474	△150
	合 計		33,207	—	△162	23,295	—	△16
					△1,790			△167

(注) 1.主として「業種別監査委員会報告第25号」に基づき、繰延ヘッジを適用しております。
2.時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

③株式関連取引・④債券関連取引

各該当ありません。